

障害者を雇用する事業主の皆様へ

障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金のごあんない

目 次

- 1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは P. 1
- 2. 助成金の対象となる障害者 P. 1
- 3. 認定申請から支給決定までの手順の流れ P. 1
- 4. 申請書等の提出期限 P. 2
- 5. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧 P. 3~6
- 6. 助成金の受給後に係る条件 P. 7
- 7. 助成金の利用の際の留意事項 P. 7

本リーフレットは、助成金を受給するためのすべての要件を記載しているものではありません。

支給要件や申請手続き等の詳細については、パンフレット「障害者雇用助成金のごあんない」をご覧ください。

当機構の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)までお問い合わせください。

なお、パンフレット等は、機構ホームページから参照できます。 <https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers



助成金説明動画
はこちら

1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」）は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等の措置を行う事業主または事業主の団体（以下「事業主等」）に対して、当該措置を行うことにより生じる経済的負担の調整と障害者の雇用の促進等を図ることを目的としています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」）では、納付金を財源とする助成金の支給を通じた支援を行っています。

2. 助成金の対象となる障害者

事業主等に雇用される身体障害者（注1）、知的障害者（注2）、精神障害者（注3）、発達障害者（注4）、難病等患者（注5）、高次脳機能障害のある者（注6）である労働者（注7）が対象となります（一部助成金を除きます）。また、雇用後に身体もしくは精神障害等を有することとなった者（中途障害者（注8））も対象となります。

なお、助成金によっては、障害者の雇入れ日から1年未満であることを申請の要件とする助成金、或いは、雇入れ日、中途障害者の職場復帰の翌日または中途障害者となった日の翌日、人事異動等の翌日から6カ月以内であることを申請の要件とする助成金があります。また、一部の助成金を除いて、支給の要件として、障害者の各月の実労働時間が80時間（精神障害者は60時間）以上である月が、支給対象期間の半分以上を超えていることを必要としています。

- （注1）障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」）第2条第2号に規定する身体障害者であって、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号、以下「等級表」）の1級から6級の障害を有する者および7級の障害を2つ以上重複して有する者。なお、身体障害の程度が重く、等級表の1級または2級の身体障害を有する者および2つ以上の身体障害を有することにより、等級表の2級に相当する身体障害を有する者であって、法施行規則別表第1に該当する者を重度身体障害者という。
- （注2）法第2条第4号に規定する知的障害者であって、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または地域障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」）によって知的障害があると判定された者。なお、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者を重度知的障害者という。
- （注3）法第2条第6号に規定する精神障害者であって、精神保健福祉法第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者または統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）またはてんかんにかかっている者（当該手帳の交付を受けている者を除く）で症状が安定し、就労が可能な状態にある者。
- （注4）発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある者であって発達障害および社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者。
- （注5）原因が不明であって、治療方法が確立していない、希少な難治性の疾患をいい、難病のために長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者。
- （注6）高次脳機能障害であると医師から診断された者
- （注7）週所定労働時間が20時間以上（精神障害者にあつては15時間以上）である労働者をいい、週所定労働時間が20時間以上30時間未満（精神障害者にあつては15時間以上30時間未満）である労働者を短時間労働者という。
- （注8）異なる身体障害を有すること、身体障害の程度が重くなった、または精神障害等となった場合に雇用されている事業主等の事業所に復帰して就労する者をいう。

3. 認定申請から支給決定までの手続の流れ

障害者を雇用するための措置として講じようとする内容について、「受給資格認定申請」の手続きをはじめに行い、認定後、認定された内容に沿って措置を講じた後に「支給請求（支給申請）」の手続きを行う流れとなります。手続きに必要な申請書や請求書等の様式は、機構のホームページからダウンロードすることができます。

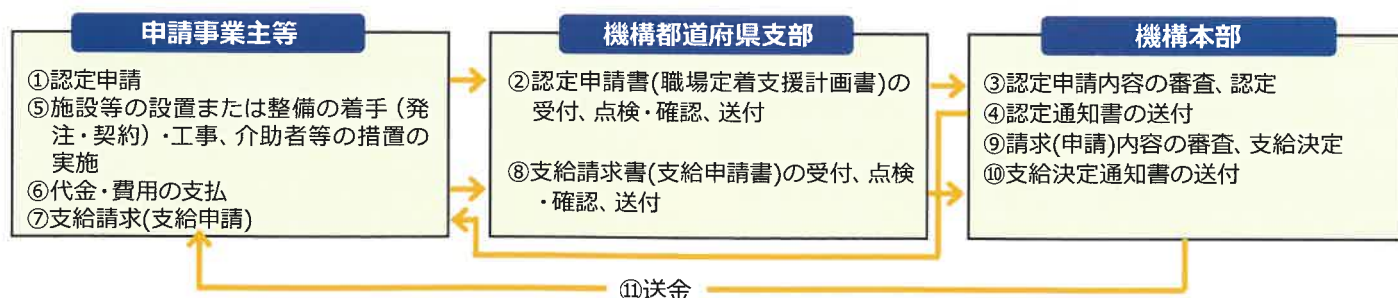
○受給資格認定申請

- 助成金を受けようとする事業主等は、申請の期限までに受給資格認定申請書（※）に必要な書類を添えて申請する事業所を管轄する機構都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。
 - 認定申請に係る審査結果は、助成金受給資格認定通知書または助成金受給資格不認定通知書の郵送により、事業主等へ通知します。
- （※）職場復帰支援助成金及び職場支援員の配置・委嘱助成金は、職場定着支援計画書兼受給資格認定申請書

○支給請求（支給申請）

- 受給資格の認定後、助成金を受給するためには、障害者助成金支給請求書（支給申請書）に必要な書類を添えて都道府県支部に提出してください。
- 支給請求（支給申請）に係る審査結果は、助成金支給決定通知書または助成金不支給決定通知書により事業主等宛に通知するとともに指定金融機関口座に助成金を振込みます。
- なお、助成金の受給後について、対象障害者の雇用の継続や対象障害者による施設等の使用に関し一定期間以上の条件を設けています。

〔手続の流れ図〕



重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び重度訪問介護サービス利用者等通勤援助者助成金の手続は、異なります。

4. 申請書等の提出期限

各助成金に係る受給資格認定申請（支援計画）書類及び支給請求（支給申請）書類の提出期限は以下のとおりです。

助成金の種類	受給資格認定申請（支援計画）書類	支給請求（支給申請）書類
障害者作業施設設置等助成金		
第1種作業施設設置等助成金	施設等の設置又は整備を行おうとする日の前日まで、かつ雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内	認定日から起算して1年以内
第2種作業施設設置等助成金	賃貸借契約の行われた日の翌日から起算して6か月後の応当日まで	施設等の賃借が行われた日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに、その期間経過後1か月以内
障害者福祉施設設置等助成金	施設等の設置又は整備を行おうとする日の前日まで	認定日から起算して1年以内
障害者介助等助成金		
職場介助者の配置助成金	職場介助者の配置を行おうとする日の前日まで	職場介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末まで
職場介助者の委嘱助成金	職場介助者の委嘱を行おうとする日の前日まで	職場介助者を委嘱した日から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末まで
職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金	職場介助者の配置または委嘱助成金の支給期間が満了する日の前日まで	職場介助者の配置または委嘱助成金の支給期間の末日の翌日から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末まで
手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金	手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱を行おうとする日の前日まで	手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱した日から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間の末日の属する月の翌月末まで
障害者相談窓口担当者の配置助成金	障害者相談窓口担当者の配置等の措置を行おうとする日の前日まで	事業計画期間の末日の属する月の翌月末まで
職場復帰支援助成金	職場復帰予定の日の前日から起算して3週間前の応当日まで また、当該期限を徒過した申請であっても、意見書の内容と整合する内容の措置の実施を予定している支援計画書が実際の職場復帰の日の前日までに提出された場合に限り、期限までに提出されたものと同等に扱うこととします。	支給要件を満たした日の翌日以降に到来する支給申請期間内
職場支援員の配置助成金	職場支援員の配置を行った日の翌日から起算して3か月後まで	支給要件を満たした日の翌日以降に到来する支給申請期間内
職場支援員の委嘱助成金	職場支援員の委嘱を行った日の翌日から起算して3か月後まで	支給要件を満たした日の翌日以降に到来する支給申請期間内
職場適応援助者助成金		
訪問型職場適応援助者助成金	初めて支援計画を策定（支援計画書を地域センターが作成する場合は支援計画を開始）する前日まで	初めて支援計画の策定を行う日（支援計画書を地域障害者職業センターが作成する場合は支援計画を開始する日）から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内
企業在籍型職場適応援助者助成金	支援計画の開始日から3か月を経過する日まで	職場適応援助に係る支援期間が終了した日の翌日から起算して2か月以内
重度障害者等通勤対策助成金		
重度障害者等用住宅の賃借助成金	賃貸借契約を行おうとする日の前日の2か月前の応当日から、賃貸借契約締結日の翌日の6か月後の応当日まで	住宅の賃借が行われた日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間経過後1か月以内
指導員の配置助成金	指導員の配置を行おうとする日の前日まで	指導員を配置した日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間経過後1か月以内
住宅手当の支払助成金	住宅手当の支払を初めて行おうとする日の前日の2か月前の応当日から住宅手当の支払を初めて行った日の翌日の6か月後の応当日まで	住宅手当が初めて支払われた日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間経過後1か月以内
通勤用バスの購入助成金	通勤用バスの購入を行おうとする日の前日まで	通勤用バスの購入及び支払いが完了し、かつ、認定日から起算して1年以内
通勤用バス運転従事者の委嘱助成金	通勤用バス運転従事者の委嘱を行おうとする日の前日まで	通勤用バス運転従事者を委嘱した日から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間を経過する日の属する月の翌月末まで
通勤援助者の委嘱助成金	通勤援助者の委嘱を行おうとする日の前日まで	認定日から起算して2か月以内
駐車場の賃借助成金	賃貸借契約を行おうとする日の前日の2か月前の応当日から、賃貸借契約締結日の翌日の6か月後の応当日まで	駐車場の賃借が行われた日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに、その支給請求対象期間経過後1か月以内
通勤用自動車の購入助成金	通勤用自動車の購入を行おうとする日の前日まで	通勤用自動車の購入及び支払いが完了し、かつ、認定日から起算して1年以内

※重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、事前相談が必要です。

※重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金および重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

5. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

障害者作業施設設置等助成金

労働者である障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。工事や購入で行う設置または整備を第1種助成、賃借で行う設置又は整備を第2種助成としています。

なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 （在宅勤務の者も対象）	2/3	- 障害者1人につき450万円（作業設備のみは1人につき150万円（中途障害者の場合は450万円）） - 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円	-
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による措置			- 障害者1人につき月13万円（作業設備のみは1人につき月5万円（中途障害者の場合は13万円）） - 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額	3年間

障害者福祉施設設置等助成金

労働者である障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 （在宅勤務の者も対象）	1/3	- 障害者1人につき225万円 - 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用（※）するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
- 重度身体障害者 - 知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） - 精神障害者 ★対象障害者を10人以上継続して雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要	2/3 特例 3/4	1認定 5千万円（同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）

（注）受給資格の認定後に事業施設等の設置または整備に要する費用に充てる資金の借入れる場合の利息についても助成します。（借入金の限度額は、設置または整備に要した経費の7/30または1750万円のいずれか低い額：最長5年間）

（注）事前相談が必要です。

障害者介助等助成金

労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

なお、①および③の助成金は、対象となる障害者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

⑤の助成金は、対象となる障害者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者助成金に係る支援の終了日から6か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。

⑥の助成金は、対象となる障害者の職場復帰日から3か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者	3/4	(事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで	10年間
○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			(事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続			(事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで	
○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	(在宅勤務の者も対象)	2/3	(事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	5年間 (①の支給期間の終了後)
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	6級以上の聴覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回6千円 ・年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給回数
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する	【専従の場合】1人につき月額8万円 ・給与月額の3分の1の額が8万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月かつ2人まで。 【兼任の場合】1人につき月額1万円 ・給与月額の10分の1の額が1万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月(中小企業は最大12か月)かつ5人まで。	1回 (事業所単位)
		障害者相談窓口担当者に研修を受講させる	・専門機関等に支払った研修受講費の3分の2の額(円未満切り捨て)(最大20万円) ・研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円(上限月10時間かつ10人まで) ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く。	
		相談窓口業務等を専門機関に委託する	委託経費として支払った額の3分の2(上限月額10万円かつ最大6か月)	

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
⑤職場復帰支援助成金 ○職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	- 身体障害者 - 精神障害者（発達障害のみ有する者を除く） - 難病等患者 - 高次脳機能障害のある者（在宅勤務の者も対象）	中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置 ①時間的配慮 ②職務開発等 ③②に伴う講習	①②：月額 4万5千円（中小企業：6万円） ③：半年 2～9万円（中小企業：3～12万円）	1年間
⑥職場支援員の配置または委嘱助成金 ○業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 - 発達障害者 - 難病等患者 - 高次脳機能障害のある者	対象障害者を雇い入れ、勤務時間の延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者による支援の終了の日から6か月以内に職場支援員を配置（雇用、委嘱）	配置：短時間労働者以外の者 月額3万円（中小企業：4万円） 短時間労働者 月額1万5千円（中小企業：2万円） 委嘱：1回1万円（配置の場合の各月額に対象月数を乗じた額が上限）	2年間（精神障害者は3年間）（※）

（※）企業在籍型職場適応援助者による支援終了を配置理由とするものは6か月

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
⑦重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 - 重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 - 身体障害者、知的障害者または精神障害者 - 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 （在宅勤務の者も対象）	職場での介助（業務に必要な介助） ・パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取りなど	月額 13万3千円（中小企業：15万円） ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	委託した年度の末日まで

（注）⑦の助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○訪問型職場適応援助者による支援	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 - 発達障害者 - 難病等患者 - 高次脳機能障害のある者	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援	- 精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円、4時間未満8千円 - 精神障害者 1日：3時間以上1万6千円、3時間未満8千円 - 養成研修受講料の1/2	精神障害者以外 1年8か月 精神障害者 2年8か月
②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○企業在籍型職場適応援助者による支援	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 - 発達障害者 - 難病等患者 - 高次脳機能障害のある者 - 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援	- 精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者 月3万円（中小企業：4万円） - 精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者 月5万円（中小企業：6万円） - 養成研修受講料の1/2	6か月

重度障害者等通勤対策助成金

労働者である障害者の障害特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

なお、対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害者の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象となりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者	3/4	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主の団体を含む）			・配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金			・障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主の団体を含む）			・バス 1台700万円	-
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主の団体を含む）			・委嘱1人 1回6千円	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱1人 1回2千円 ・交通費 1認定3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人 月5万円	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・購入 1台150万円（1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円）	-

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認めた者 ※在宅勤務の者も対象	通勤援助 ・公共交通機関の利用に必要な援助	月額 7万4千円（中小企業：8万4千円） ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	委託した日から3か月まで

（注）⑨の助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

6. 助成金の受給後に係る条件

以下の助成金では、助成金支給後について、支給対象障害者または当該障害者に代わる障害者（以下「対象障害者等」）を一定期間継続して雇用（以下「雇用継続義務期間」）し、助成対象となった施設・設備・車両等（以下「対象施設設備等」）を、対象障害者等のために一定期間所有（以下「処分制限期間」）することを助成金の支給の条件としています。この条件を満たさなくなった場合には、支給した助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。なお、これらを確認するため、年度毎に**障害者助成事業実施状況報告書**を提出いただくこととしています。

- ・ 障害者作業施設設置等助成金（第1種）
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの購入、通勤用自動車の購入）

○雇用継続義務期間

対象障害者等について、下表の雇用継続義務期間の年数以内に事業主等都合により対象障害者等を離職（解雇等）させた場合は、支給した助成金を全額返還していただくことになります。

また、対象障害者等が自己都合により離職した場合は、離職後6か月以内に新たに対象障害者等となる者を雇用し当該対象障害者等のために対象施設設備等を使用していない場合に、支給した助成金の一部を返還していただくことになります。

対象障害者等が離職する場合には、助成金事業計画を変更していただく必要がありますので早めにご相談ください。

助成金名	雇用継続義務期間	助成金名	雇用継続義務期間
障害者作業施設設置等助成金（第1種）	2年	重度障害者等通勤対策助成金	
障害者福祉施設設置等助成金	1年		通勤用バスの購入助成金 2年
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	5年		通勤用自動車の購入助成金 2年

○処分制限期間

取得価格が資産計上の対象となる50万円以上の対象施設整備等について、法定耐用年数の2分の1の期間までを処分制限期間としています。

○障害者助成事業実施状況報告書の提出

当該報告書は、助成金の支給決定日の1年後から年度毎に雇用継続義務期間の年の回数分を報告いただくものです。提出の際は、固定資産台帳または減価償却明細書の写し、対象施設整備等の写真等を添付書類として提出いただくことになります。

7. 助成金の利用の際の留意事項

○個人情報の取扱い等

1. 助成金の認定申請や支給請求（以下「申請等」）にあたって、対象障害者等の個人情報を取得、利用および機構に提供する際は、「個人情報の保護に関する法律」および「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省策定）に則って取り扱うよう留意してください。

（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/78.pdf>）

2. 提出された申請書等の記載内容を確認するため、書類の追加もしくは提示をお願いする場合があります。また、提出いただいた書類の内容に関して、申請者以外の者にも直接確認する場合があります。これらの協力が得られないことにより申請書等の内容になお疑義が認められる場合には、助成金を不支給とする場合があります。
3. 提出された申請書等の審査の過程または助成金の支給後において、事業主等に訪問し確認調査を行うことがあります。調査では、対象障害者等や職場介助者等に業務介助の時間やその内容等について申請書等の記載と齟齬等がないか確認します。
4. 提出された申請書等は、公文書の管理に関する法律に基づき機構において管理することになります。

○不正受給とその対応

1. 偽りその他不正の行為（以下「不正行為」（注））により、本来、受けることができない助成金を受給するまたは受給しようとすることを不正受給といいます。
（注）詐欺、脅迫、贈賄等、刑法に抵触する行為のほか、故意に申請書等に虚偽の記載を行うこと、偽りの証明を行うこと等が該当します。また、助成金の申請等ができない事業主等が、偽って申請等を行うことも不正行為に該当します。
2. 助成金支給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、機構が申請等を受理した後の審査の過程で不正行為が判明した場合や、取下げの申し出のあった申請等に不正行為が判明した場合も不正受給に該当するものとして取り扱います。
3. 不正受給については、以下の措置を講じています。また、不正の内容によっては、機構ホームページで事業主名等を公表するほか、悪質な場合には刑事事件として告発する場合があります。
 - （1）既に認定済みの場合は、当該認定を取消します。
 - （2）既に支給済みの場合は、支給した助成金について延滞金を含め返還手続きを行います。
 - （3）5年間の助成金不支給措置を行います。